

事業	災害関連事業（漁港施設）	災害関連漁業集落環境施設復旧事業	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業
目的 採択要件	負担法により災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであり、かつ、構造物の強化等を図るため、これと併せて施行する工事であって、その効果が大きいもの。	暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被災した施設の災害復旧（負担法又は暫定法による災害復旧）に関連し、同一の漁港区域内で同一の災害に因り被災した漁業集落環境施設の復旧を行う。	洪水、台風等により海岸に漂着した大規模な流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が、海岸保全施設の機能を阻害する場合に、流木及びゴミ等の処理（集積、選別、積込、運搬、焼却等）を実施する。
採択限度	工事費が都道府県及び指定市は800万円以上、市町村は600万円以上。最高額は、原則として当該災害復旧工事費の決定額までである。	本事業に係る受益戸数が2戸以上 工事費が200万円以上。	ゴミを含む流木等が海岸保全区域内に漂着し、海岸保全施設の区域及びこれらの施設から1km以内の区域に漂着した場合で漂着量1,000m ³ 以上。 工事費が200万円以上
対象施設	漁港及び海岸（負担法対象施設と同）	漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、 緑地・広場施設、防災安全施設	海岸保全区域と施設（堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜等）の機能を阻害する流木及びゴミ等。
補助率	漁港 5/10 海岸 本土1/2、 北海道・離島11/20、 沖縄6/10、奄美2/3	5/10	5/10